

鹿 児 島 県 公 報

平成26年3月28日（金）第2994号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（※）（議事課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 3
- 知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 3
- 鹿児島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 4
- 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係条例の改正に関する条例（※）（財政課取扱い） 4
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 12
- 鹿児島県財産に関する条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 17
- 鹿児島県暴力団排除条例（※）（生活・文化課取扱い） 18
- 鹿児島県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 24
- 鹿児島県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例（※）（環境林務課取扱い） 25
- 鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（※）（保健医療福祉課取扱い） 25
- 鹿児島県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（※）（介護福祉課取扱い） 26
- 鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（※）（介護福祉課取扱い） 26
- 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（※）（障害福祉課取扱い） 27
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（産業立地課取扱い） 33
- 鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（道路維持課取扱い） 33
- 鹿児島県水防協議会条例の一部を改正する条例（※）（河川課取扱い） 35
- 鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例（※）（建築課取扱い） 35
- 鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例（※）（会計課取扱い） 37

- 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (※) (総務福利課取扱い) 38
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 40
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 41
- 鹿児島県いじめ調査委員会条例 (※) (義務教育課取扱い) 41
- 鹿児島県社会教育委員条例の一部を改正する条例 (※) (社会教育課取扱い) 42
- 鹿児島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例 (※) (警務課取扱い) 43
- 自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (免許試験課取扱い) 43
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (※) (県立病院課取扱い) 43
- 鹿児島県立病院事業基金条例 (※) (県立病院課取扱い) 44

条 例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第15号

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 (平成10年鹿児島県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 17人 | 」を

「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 18人 | 」に、

「 | 日置市 | 2人 | 」を

「 | 日置市 | 1人 | 」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

4 第 1 条及び第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 1 条中「50人」とあるのは「51人」と、第 2 条の表中

「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 18人 | 」とあるのは

- 「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 17人 | 」 と,
- 「 | 西之表市及び熊毛郡 | 1人 | 」 とあるのは
- 「 | 西之表市及び熊毛郡 | 2人 | 」 と,
- 「 | 日置市 | 1人 | 」 とあるのは
- 「 | 日置市 | 2人 | 」 とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年 3 月 30 日以後に行われる一般選挙から施行する。
- 2 鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第16号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「税務手当は、」の次に「職員が」を加え、「従事する職員に対して」を「従事したときに」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 税務手当の額は、事務に従事した日 1 日につき、1,100円以内とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第17号

知事の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給料の特例に関する条例（平成24年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第18号

鹿児島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

鹿児島県固定資産評価審議会条例（昭和37年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第401条の 2 第 6 項」を「第401条の 2 第 5 項」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「はかつて」を「諮つて」に、「徴する」を「聴く」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項中「2 年」を「3 年」に改め、同条第 2 項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係条例の改正に関する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第19号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料及び手数料関係条例の改正に関する条例

（鹿児島県漁港管理条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「3,400円」を「3,500円」に、「5,100円」を「5,250円」に、「6,800円」を「7,000円」に、「8,600円」を「8,850円」に、「128円」を「132円」に改める。

別表第 2 使用料の項中「2 円17銭」を「2 円24銭」に、「65円27銭」を「67円13銭」に、「つき 1 円81銭」を「つき 1 円86銭」に、「つき 2 円66銭」を「つき 2 円73銭」に、「5 円18銭」を「5 円32銭」に、「4 円97銭」を「5 円11銭」に、「142円」を「146円」に、

「935円」を「961円」に、「280円」を「290円」に、「380円」を「390円」に、「490円」を「500円」に、「590円」を「610円」に、「1円8銭（2円66銭）」を「1円11銭（2円73銭）」に、「1円58銭（3円14銭）」を「1円62銭（3円23銭）」に、「43円44銭（88円7銭）」を「44円68銭（90円59銭）」に、「1円33銭（2円91銭）」を「1円37銭（2円99銭）」に、「1円81銭（3円39銭）」を「1円86銭（3円48銭）」に、「55円50銭（102円90銭）」を「57円9銭（105円69銭）」に、「2,200円」を「2,260円」に、「790円」を「810円」に改め、同表占用料の項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第3の1注2及び同表の2注3中「1.05」を「1.08」に改める。

（ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部改正）

第2条 ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「13,400円」を「13,500円」に改める。

（鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例（昭和37年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.05」を「1.08」に改める。

（鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,300」を「3,390」に、「4,400」を「4,530」に、「3,100」を「3,190」に、「7,700」を「7,920」に、「4,200」を「4,320」に、「5,600」を「5,760」に、「4,100」を「4,220」に、「9,800」を「10,080」に、「1,700」を「1,750」に、「2,200」を「2,260」に、「1,600」を「1,650」に、「3,900」を「4,010」に、「2,100」を「2,160」に、「2,800」を「2,880」に、「4,900」を「5,040」に改める。

（鹿児島県都市公園条例の一部改正）

第5条 鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第9の2の表吉野公園の項中「144,700円」を「148,830円」に改め、同表鴨池公園の項中「37,800円」を「38,880円」に改め、同表吹上浜海浜公園の項中「29,400円」を「30,240円」に、「17,040円」を「17,530円」に改め、同表北薩広域公園の項中「70,400円」を「72,360円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「18,000円」を「18,520円」に改め、同表大隅広域公園の項中「49,770円」を「51,190円」に改める。

別表第10常時業として行う写真撮影の項中「5,420円」を「5,570円」に改め、同表広告物の掲出の項中「1,680円」を「1,730円」に改め、同表備考5中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第11中「48,300円」を「49,680円」に改める。

別表第12鹿児島県立鴨池陸上競技場の項中「198,000円」を「203,690円」に改め、同表鹿児島県立鴨池野球場（内野）の項中「330,000円」を「339,440円」に改め、同表鹿児島県立

鴨池野球場（外野）の項中「540,000円」を「555,440円」に改める。

（鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,030円」に、「310円」を「320円」に改める。

（鹿児島県工業用水道給水条例の一部改正）

第7条 鹿児島県工業用水道給水条例（昭和47年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「1.05」を「1.08」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条の表中「11,500円」を「11,600円」に改める。

（鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「27,000円」を「27,900円」に、「13,600円」を「14,000円」に、「12,900円」を「13,300円」に、「5,100円」を「5,300円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「3,300円」を「3,400円」に、「630円」を「650円」に、「650円」を「670円」に改める。

（鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(3)の表中「3,420円」を「3,520円」に、「360円」を「370円」に改め、同表の2の表中「1,000円」を「1,030円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第2中「3,130円」を「3,220円」に改める。

（ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例（平成12年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「740円」を「760円」に、「2,630円」を「2,700円」に、「630円」を「650円」に改める。

（鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部改正）

第12条 鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1注6，別表第2注3及び別表第3注2中「1.05」を「1.08」に改める。

（鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第13条 鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3及び別表第2注2中「1.05」を「1.08」に改める。

（鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部改正）

第14条 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3及び別表第2注2中「1.05」を「1.08」に改める。

（かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10時まで	午前 9 時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 7,500	円 22,500	円 28,500	円 30,000	円 51,000	円 56,400
		土・日曜日 休 日	9,100	26,900	33,800	36,400	60,900	67,500
	入場料を徴収する場 合	平 日	11,900	36,100	45,100	48,100	81,200	90,100
		土・日曜日 休 日	13,600	43,600	54,100	57,100	97,600	107,800
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,100	9,400	11,800	12,400	21,200	23,500
		土・日曜日 休 日	3,800	11,200	14,100	15,100	25,300	28,100
	入場料を徴収する場 合	平 日	4,900	15,000	18,700	20,100	33,700	37,400
		土・日曜日 休 日	5,700	18,100	22,500	23,800	40,600	44,800
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	1,900	6,000	7,500	7,900	13,500	14,900
		土・日曜日 休 日	2,300	7,100	8,900	9,600	16,000	17,800
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,200	9,600	11,900	12,800	21,400	23,800
		土・日曜日 休 日	3,600	11,500	14,300	15,100	25,800	28,500
展示ロビー	入場料を徴 収しない場 合	1 日につき 3,500円						
	入場料を徴 収する場 合	1 日につき 5,200円						
リハーサル室 第 1	リハーサルに係るも の	入場料を徴 収しない場 合	4,700	4,700	4,700	9,500	9,500	14,400
		入場料を徴 収する場 合	7,100	7,100	7,100	14,200	14,200	21,600
	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	7,500	9,700	9,700	14,600	14,600	22,000
		入場料を徴 収する場 合	11,200	14,500	14,500	21,900	21,900	33,000
		入場料を徴						

リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	取しない場合	900	900	900	1,800	1,800	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,300
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,400	1,900	1,900	2,900	2,900	4,300
		入場料を徴収する場合	2,100	2,900	2,900	4,300	4,300	6,500
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,800	1,800	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,800	2,800	4,100
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,400	1,800	1,800	2,800	2,800	4,200
		入場料を徴収する場合	2,100	2,800	2,800	4,100	4,100	6,300
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,700	1,700	2,700
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	4,000
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,400	1,700	1,700	2,700	2,700	4,100
		入場料を徴収する場合	2,100	2,600	2,600	4,000	4,000	6,200
リハーサル室 第5	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	1,700
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,600	1,600	2,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	1,800	1,800	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,800	1,800	2,800	2,800	4,100
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,000	1,000	1,600
		入場料を徴収する場合	800	800	800	1,500	1,500	2,400
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	800	1,100	1,100	1,600	1,600	2,400
		入場料を徴収する場合	1,200	1,600	1,600	2,400	2,400	3,700

スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 900円					
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,300円					
楽屋（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	1室につき 2,000円					
	入場料を徴収する場合	1室につき 3,100円					
大研修室（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	5,900	7,400	9,400	11,200	19,200	21,000
	入場料を徴収する場合	8,700	11,100	14,000	16,800	28,800	31,500
中研修室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	4,900	6,300	8,000	10,000	17,200	18,700
	入場料を徴収する場合	7,400	9,400	12,000	14,900	25,700	28,100
小研修室 第1	入場料を徴収しない場合	2,700	3,500	4,400	5,500	9,400	10,200
	入場料を徴収する場合	4,000	5,200	6,600	8,100	14,000	15,200
小研修室 第2	入場料を徴収しない場合	4,000	5,200	6,700	8,200	14,100	15,400
	入場料を徴収する場合	6,000	7,800	10,000	12,300	21,100	23,100
講師控室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円					
	入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円					
介護実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,700円					
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 2,600円					
パソコン研修室 第1	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,500円					
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 2,200円					
パソコン研修室 第2	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,900円					
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 2,900円					

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,100円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,600円	
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,000円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,500円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき 4,600円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,100円
		入場料を徴収する場合	1日につき 7,700円

(鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例（平成22年鹿児島県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1.05」を「1.08」に改める。

別表文書料の項中「4,190円」を「4,300円」に改め、同表受託検査及び受託診断料の項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(鹿児島県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた届出に係る使用料については、第1条の規定による改正後の鹿児島県漁港管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日において、施行日前から引き続き停留している航空機に係る停留料については、第3条の規定による改正後の鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鹿児島県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第5条の規定による改正後の鹿児島県都市公園条例別表第9から別表第12までの規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

(鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第9条の規定による改正後の鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第15条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第20号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の表 1 の項の(4)の次に次のように加える。

(4)の 2 省令第 6 条 の11の 2 第 1 項の 規定に基づく保育 士試験の全部の免 除の申請に対する 審査	保育士試 験全部免 除申請手 数料	2,400円
---	----------------------------	--------

別表第 1 環境林務部の表 5 の項の(3)中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表第 1 保健福祉部の表 1 の項中「飲食店営業 17,000円」, 「喫茶店営業 10,200円」及
び「菓子製造業 15,000円」の次に「(臨時営業にあつては, 3,000円)」を, 「乳類販売業
10,200円」, 「食肉販売業 10,200円」及び「魚介類販売業 10,200円」の次に「(臨時営
業にあつては, 2,500円)」を加え, 同表21の項の(2)中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」
に改め, 同項の(5)の 2 中「第36条の 4 第 1 項」を「第36条の 8 第 1 項」に改め, 同項の(5)の 3
中「第36条の 4 第 2 項」を「第36条の 8 第 2 項」に改め, 同表24の項の次に次のように加える。

24の 2 社 会福祉士 及び介護 福祉士法 (昭和62 年法律第 30号。以 下この項 において 「法」と いう。) 及び社会 福祉士及 び介護福 祉士法施 行 規 則 (昭和62 年厚生省 令 第 4 9 号。以下 この項に おいて	(1) 法附則第 4 条第 1 項の規定に基づ く認定特定行為業 務従事者認定証の 交付の申請に対す る審査	認定特定 行為業務 従事者認 定証交付 申請手数 料	ア 規則附則第 4 条の表に規定する第 3 号研修の課程に応じ, 行うことを業と することができる特定行為 (以下「第 3号特定行為」という。)に係るもの 850円 イ その他のもの 1,500円
	(2) 法附則第20条第 1 項の規定に基づ く登録特定行為事 業者の登録の申請 に対する審査	登録特定 行為事業 者登録申 請手数料	2,400円
	(3) 規則附則第 8 条 第 1 項の規定に基 づく認定特定行為 業務従事者認定証 の再交付	認定特定 行為業務 従事者認 定証再交 付手数料	ア 第 3 号特定行為に係るもの 600円 イ その他のもの 1,000円

「規則」という。)の施行に関する事務			
--------------------	--	--	--

別表第 1 保健福祉部の表29の項を次のように改める。

29 衛生に関する物件の試験又は検査に関する事務	(1) 生体試料の試験	生体試料試験手数料	ア 複雑なもの 1項目につき8,620円 イ 特殊なもの 1項目につき26,990円
	(2) HIV抗体又はツツガムシ抗体の検査	HIV抗体等検査手数料	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定に基づき定められた療養に要する費用の額の算定方法により算出した額の8割に相当する金額(その金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	(3) 成績証明書の再発行	成績証明書再発行手数料	1枚につき400円

別表第 1 保健福祉部の表備考中「, 検査又は測定」を「又は検査」に改める。

別表第 1 商工労働水産部の表 3 の項の(1)の ア中「5,100円」を「5,200円」に改め、同項の(1)のイ中「7,300円」を「7,400円」に改め、同項の(1)のウ中「7,800円」を「7,900円」に改め、同項の(1)のエ中「8,300円」を「8,400円」に改め、同表10の項の(4)の ア中「16,500円」を「17,900円」に改め、同表15の項のアの(ア)中「37,000円」を「38,000円」に改める。

別表第 1 農政部の表 4 の項の(4)の ア中「34,000円」を「34,200円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「34,000円」を「34,200円」に改め、同項の(4)のイの(イ)中「68,000円」を「68,400円」に改め、同表 5 の項の(1)の ア中「310円」を「320円」に改め、同項の(1)のキ中「380円」を「390円」に改め、同項の(1)のサ中

「サ ヨーネ病

(ア) リアルタイムPCR法による検査

を行う場合 1頭1回につき2,500

「サ ヨーネ病 1頭1回につき600円」を

円

(イ) その他の場合 1頭1回につき

610円

改め、同項の(2)のイの(イ)中「380円」を「390円」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「340円」を「360円」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「420円」を「440円」に改め、同表12の項の(1)中「700円」を「720円」に改め、同項の(2)のアの(ア)中「4,480円」を「4,610円」に改め、同項の(2)の

アの(イ)中「2,800円」を「2,880円」に改め、同項の(2)のアの(ウ)中「1,050円」を「1,080円」に改め、同項の(2)のイの(ケ)中「4,630円」を「4,760円」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「3,120円」を「3,210円」に改め、同項の(2)のイの(ウ)中「1,260円」を「1,290円」に改め、同項の(2)のイの(エ)中「1,050円」を「1,080円」に改め、同表15の項中「4,250円」を「4,510円」に改める。

別表第1土木部の表2の項の(1)のコの(ケ)のa中「141,000円」を「144,000円」に改め、同項の(1)のコの(ケ)のb中「163,000円」を「165,000円」に改め、同項の(1)のコの(ケ)のc中「208,000円」を「211,000円」に改め、同項の(1)のコの(ケ)のd中「263,000円」を「267,000円」に改め、同項の(1)のコの(ケ)のe中「447,000円」を「454,000円」に改め、同項の(1)のコの(イ)のa中「184,000円」を「187,000円」に改め、同項の(1)のコの(イ)のb中「227,000円」を「229,000円」に改め、同項の(1)のコの(イ)のc中「336,000円」を「341,000円」に改め、同項の(1)のコの(イ)のd中「446,000円」を「452,000円」に改め、同項の(1)のコの(イ)のe中「818,000円」を「830,000円」に改め、同項の(1)の2のアの(ケ)中「136,000円」を「139,000円」に改め、同項の(1)の2のアの(イ)中「158,000円」を「160,000円」に改め、同項の(1)の2のアの(ウ)中「203,000円」を「206,000円」に改め、同項の(1)の2のアの(エ)中「258,000円」を「262,000円」に改め、同項の(1)の2のアの(オ)中「442,000円」を「449,000円」に改め、同項の(1)の2のイの(ケ)中「179,000円」を「182,000円」に改め、同項の(1)の2のイの(イ)中「222,000円」を「224,000円」に改め、同項の(1)の2のイの(ウ)中「331,000円」を「336,000円」に改め、同項の(1)の2のイの(エ)中「441,000円」を「447,000円」に改め、同項の(1)の2のイの(オ)中「813,000円」を「825,000円」に改め、同項の(2)のアの(ウ)中「455,000円」を「456,000円」に改め、同項の(2)の2のケ中「407,000円」を「408,000円」に改め、同項の(3)中「120,000円」を「121,000円」に改め、同項の(4)中「敷地」を「敷地等」に、「33,000円」を「34,000円」に改め、同項の(5)中「33,000円」を「34,000円」に改め、同項の(7)及び(8)中「160,000円」を「162,000円」に改め、同項の(9)中「180,000円」を「181,000円」に改め、同項の(11)中「160,000円」を「162,000円」に改め、同項の(12)中「33,000円」を「34,000円」に改め、同項の(13)、(15)、(16)、(18)から(20)の4までの規定、(22)、(24)及び(27)中「160,000円」を「162,000円」に改め、同項の(28)中「120,000円」を「121,000円」に改め、同表7の項の(1)中「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項の(2)中「第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同項の(3)中「第20条の2第6項又は第38条の4第16項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改め、同項の(4)中「又は第39条の7第11項」を削り、「32,000円」を「32,900円」に改め、同項の(5)中「又は第39条の7第13項」を削り、同表14の3の項の(1)のa中「1.05」を「1.08」に改め、同項の(1)のaの(エ)中「73,000円」を「74,000円」に改め、同項の(1)のaの(オ)中「138,000円」を「140,000円」に改め、同項の(1)のaの(カ)中「252,000円」を「256,000円」に改め、同項の(1)のaの(キ)中「463,000円」を「471,000円」に改め、同項の(1)のaの(ク)中「643,000円」を「655,000円」に改め、同項の(1)のaの(ケ)中「789,000円」を「805,000円」に改め、同項の(1)

のイの(㉔)中「196,000円」を「197,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉕)中「393,000円」を「394,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉖)中「710,000円」を「713,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉗)中「1,235,000円」を「1,239,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉘)中「2,301,000円」を「2,310,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉙)中「3,304,000円」を「3,317,000円」に改め、同項の(1)のイの(㉚)中「4,082,000円」を「4,099,000円」に改め、同表14の4の項の(1)及び(2)の(ア)中「1.05」を「1.08」に改め、同表16の項の(1)の(ア)中「比重試験（吸水量試験及び単位容積重量試験を含む。）」を「密度及び吸水率試験」に、「6,930円」を「7,130円」に改め、同項の(1)のイ中「4,730円」を「4,860円」に改め、同項の(1)のウ中「洗い試験」を「微粒分量試験」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同項の(1)のエ中「7,460円」を「7,990円」に改め、同項の(1)のオ中「6,720円」を「6,910円」に改め、同項の(1)のカ中「5,570円」を「5,720円」に改め、同項の(1)のキ中「3,780円」を「3,890円」に改め、同項の(1)のクを削り、同項の(1)のケ中「3,570円」を「3,670円」に改め、同項の(1)のケを同項の(1)のクとし、同項の(2)の(ア)及び(イ)中「1,370円」を「1,400円」に改め、同項の(2)の(ウ)から(オ)までを削り、同項の(2)の(カ)中「1,370円」を「1,400円」に改め、同項の(2)の(カ)を同項の(2)の(ウ)とし、同項の(2)の(キ)中「1,470円」を「1,510円」に改め、同項の(2)の(キ)を同項の(2)の(エ)とし、同項の(3)の(ア)中「10,500円」を「10,800円」に改め、同項の(3)の(イ)中「3,260円」を「3,350円」に改め、同項の(3)の(ウ)中「10,820円」を「11,880円」に改め、同項の(3)の(エ)中「1,790円」を「1,840円」に改め、同項の(3)の(オ)及び(カ)を削り、同項の(4)の(ア)中「7,040円」を「8,100円」に改め、同項の(4)の(イ)中「4,940円」を「5,080円」に改め、同項の(4)の(ウ)中「5,360円」を「5,510円」に改め、同項の(4)の(エ)中「10,820円」を「11,120円」に改め、同項の(4)の(オ)を削り、同項の(4)の(カ)中「14,910円」を「17,820円」に改め、同項の(4)の(カ)を同項の(4)の(オ)とし、同項の(4)の(キ)中「28,560円」を「32,290円」に改め、同項の(4)の(キ)を同項の(4)の(カ)とし、同項の(5)中「420円」を「430円」に改める。

別表第1危機管理局の表1の項の(1)の(オ)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉔)中「820,000円」を「830,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉕)中「990,000円」を「1,010,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉖)中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉗)中「1,400,000円」を「1,420,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉘)中「1,640,000円」を「1,660,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉙)中「3,850,000円」を「3,880,000円」に改め、同項の(2)の(エ)の(㉚)中「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同項の(2)の(オ)の(㉔)中「1,120,000円」を「1,130,000円」に改め、同項の(2)の(オ)の(㉕)中「1,330,000円」を「1,340,000円」に改め、同項の(2)の(オ)の(㉖)中「1,480,000円」を「1,500,000円」に改め、同項の(2)の(オ)の(㉗)中「2,120,000円」を「2,140,000円」に改め、同項の(2)の(オ)の(㉘)中「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項の(3)の(カ)の(㉔)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項の(4)の(エ)の(㉔)中「950,000円」を「990,000円」に改め、同項の(4)の(エ)の(㉕)中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同項の(4)の(エ)の(㉖)中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同項の(4)の(エ)の(㉗)中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、

同項の(4)のエの(ク)中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同項の(2)のアの(イ)中「410,000円」を「430,000円」に改め、同項の(2)のアの(ロ)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同項の(2)のアの(ハ)中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同項の(2)のアの(ニ)中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同項の(2)のアの(ホ)中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同項の(2)のアの(ヘ)中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

別表第1 警察本部の表7の項の(1)の5中「19,000円」を「20,000円」に改め、同項の(4)のアの(イ)、イの(イ)、ウの(イ)及びオの(イ)中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加え、同項の(4)の2中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同項の(5)のス中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくは第5号」を加える。

別表第2の1の項の次に次のように加える。

1の2 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法第18条の9第1項に規定する知事が指定する者
---	-----------------------------

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 保健福祉部の表21の項の改正規定 平成26年6月12日

(2) 別表第1 警察本部の表7の項の(4)、(4)の2及び(5)の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第21号

鹿児島県財産に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同項第1号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同条第2項中「0.05を乗じた」を「0.08を乗じて得た」に改める。

第11条第1項中「督促状を發した日から起算して10日を経過した日」を「当該納期限の翌日」に、「年14.6パーセントの」を「県税を滞納した場合の例による延滞金に係る」に改める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日前の許可に基づき施行日前から引き続き行政財産を使用している者の当該使用に係る使用料については、改正後の鹿児島県財産に関する条例（以下「新条例」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条第1項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

.....

鹿児島県暴力団排除条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第22号

鹿児島県暴力団排除条例

鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例（平成21年鹿児島県条例第59号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 暴力排除活動の推進に関する基本的施策（第6条—第10条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第11条・第12条）
- 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第13条—第15条）
- 第5章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止（第16条）
- 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務（第17条・第18条）
- 第7章 特定事業者の責務（第19条）
- 第8章 義務違反者に対する措置等（第20条—第22条）
- 第9章 雑則（第23条）
- 第10章 罰則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団員等による不当な行為が県民生活及び社会経済活動に多大な影響を及ぼしていることに鑑み、暴力排除活動の推進に関し、基本理念を定め、県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴力排除活動の推進に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止、県民等に対する支援等について必要な事項を定めることにより、県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員，暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他公安委員会規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。
- (5) 暴力排除活動 暴力団員等による不当な行為を防止し，及びこれにより県民生活又は社会経済活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (6) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (7) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により鹿児島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。
- (8) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を行う個人をいう。
- (9) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (10) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力排除活動は，暴力団が県民生活及び社会経済活動に多大な影響を及ぼす存在であるとの認識の下に，暴力団を恐れないこと，暴力団に対して資金を提供しないこと，暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として，県，市町村，県民等及び関係機関等が相互に連携し，及び協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は，前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり，暴力排除活動の推進に関する総合的な施策を策定し，及びこれを実施する責務を有する。

2 県は，暴力排除活動の推進に関する施策を実施するに当たっては，市町村及び関係機関等と緊密に連携し，及び協力するものとする。

（県民等の責務）

第5条 県民は，基本理念にのっとり，暴力排除活動に自主的に，かつ，相互の連携協力を図りながら取り組むとともに，県が実施する暴力排除活動の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は，基本理念にのっとり，その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに，県が実施する暴力排除活動の推進に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は，暴力排除活動に資すると認められる情報を知ったときは，県に対し，当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力排除活動の推進に関する基本的施策

（県の事務及び事業における措置）

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団関係者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（警察による保護措置）

第7条 警察本部長は、暴力排除活動に取り組んだこと等により暴力団員等、暴力団員等から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認める者に対し、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第8条 県は、県民等による暴力排除活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第9条 県は、市町村及び関係機関等と連携して、県民等が暴力排除活動の重要性について理解を深め、及び暴力排除活動の気運が醸成されるよう、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（市町村への要請及び支援）

第10条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた暴力排除活動の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施すること並びに県が実施する暴力排除活動の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する暴力排除活動の推進に関する施策について、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

（青少年に対する教育等のための措置）

第11条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項の青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第12条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学

校（高等課程を置くものに限る。）

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設，同法第12条第1項に規定する児童相談所及び同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 前各号に掲げるもののほか，特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は，暴力団事務所であつて，その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたこと（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設にあつては，同項の規定による届出がされたこと）により，前項に規定する区域内において運営されることとなったものについては，適用しない。ただし，当該暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され，又は運営された場合は，この限りでない。

3 何人も，前2項の規定を，暴力団事務所の開設，運営，維持等を正当化する根拠としてはならない。

第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与等の禁止）

第13条 事業者は，その行う事業に関し，暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で，金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し，利益の供与をすること。

2 事業者は，前項に定めるもののほか，その行う事業に関し，暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し，情を知って，暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし，法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は，この限りでない。

3 事業者は，その行う事業に関し，暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し，情を知って，不当に優先的な取扱いをしてはならない。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第14条 事業者は，前条第1項に定めるもののほか，その行う事業に関し，暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置等）

第15条 事業者は，その行う事業に係る契約の内容が暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運

営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の当該契約に係る者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合においては、当該契約の内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結した場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

第16条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第13条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

- 2 暴力団員等は、情を知って、事業者に対し、第13条第3項の規定に違反することとなる取扱いをさせてはならない。

第6章 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

（不動産の譲渡等をしようとする者等の責務）

第17条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権その他の不動産の使用をその内容とする権利の設定又は移転を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供し、又は第三者をして暴力団事務所の用に供させてはならない旨
 - (2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該不動産の譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができる旨
- 4 前項第2号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めなければならない。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第18条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるこ

ととなることを知りながら、当該譲渡等に係る代理又は媒介をしてはならない。

第7章 特定事業者の責務

第19条 事業者のうち、ホテル、旅館、ゴルフ場その他不特定又は多数の者が利用する施設のうち公安委員会規則で定めるもの（以下この条において「施設」という。）の運営又は管理を行う者（以下この条において「特定事業者」という。）は、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用に係る契約を締結してはならない。

2 特定事業者は、施設の利用に係る約款、規約その他の定め（次項において「約款等」という。）において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用をしてはならない旨

(2) 当該施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、特定事業者は、催告をすることなく当該施設の利用に係る契約を解除することができる旨

3 特定事業者は、施設の利用に係る約款等に前項第2号に掲げる事項を定めた場合において、当該施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、速やかに、当該施設の利用に係る契約を解除するよう努めなければならない。

4 特定事業者は、施設を暴力団の活動に利用させない旨を記載した看板等を、利用者が見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

第8章 義務違反者に対する措置等

（説明又は資料の提出の要求）

第20条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第2項、第18条第2項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第21条 公安委員会は、第13条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第2項、第18条第2項又は第19条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、当該行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第22条 公安委員会は、第20条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第9章 雑則

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第24条 第12条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。ただし、第20条から第22条までの規定は、同年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、改正後の鹿児島県暴力団排除条例第12条第1項の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

.....

鹿児島県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第23号

鹿児島県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項から第5項までを次のように改める。

会長は、知事をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、そ

の職務を代理する。

4 委員の定数は、20人以内とする。

5 委員は、鹿児島県議会議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

第2条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第24号

鹿児島県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

鹿児島県公害健康被害認定審査会条例（昭和49年鹿児島県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員10人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第25号

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第26号

鹿児島県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例（平成11年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（合議体を構成する委員の定数）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第27号

鹿児島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等（指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第3条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）で定める基準の例による。この場合において、省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「2年間（第1号及び第2号に掲げる

記録にあつては、5年間)」とする。

(利用者に対する虐待の防止等)

第4条 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定等を受けることができる者)

第5条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

.....

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第28号

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第7条)

第2章 障害を理由とする差別の禁止 (第8条—第16条)

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策 (第17条—第25条)

第4章 雑則 (第26条)

附則

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。

しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。

本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人とない人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなく全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関

して必要な施策（以下「障害者差別解消施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市町村への要請及び支援）

第5条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。

2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

（障害を理由とする差別の禁止）

第8条 次条から第16条までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

（福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

（医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が

希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

（商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

（教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。

2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定してはならない。

（公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備（以下「公共的施設」という。）の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、その管理する旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用

を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策

（相談への対応）

第17条 県は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他通知を行うこと。

（相談員の配置）

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。

2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

（鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置）

第19条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、あっせんを行うこと。
- (2) 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

（あっせんの申立て）

第20条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。
ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第17条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（あっせん）

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終わったとき又はあっせンを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

（勧告及び公表）

第22条 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第23条 知事は、前条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、かつ、その者又はその代理人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（表彰）

第24条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

（普及啓発）

第25条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深

めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

第 4 章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。ただし、第19条第 3 項の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後 3 年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第29号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、設計、加工」を削り、同条第 2 項第 1 号ア中「9,700円」を「14,480円」に改め、同号イ中「4,310円」を「4,430円」に改め、同項第 2 号イ中「8,640円」を「8,890円」に改め、同項第 3 号中「7,200円」を「7,410円」に改め、同項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、同項第 7 号中「262円」を「270円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とする。

第 3 条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「470円」を「480円」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「1,020円」を「1,050円」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削る。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第30号

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県道路占用料徴収条例（昭和28年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1.05」を「1.08」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 11 号」に改め、同条第 2 号中「法第 35 条に規定する事業（政令第 18 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第 5 条第 1 項後段中「年 14.6 パーセント」を「割合」に、「年 14.5 パーセント」を「割合（当該割合が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 73 条第 2 項に規定する割合を超える場合には、同項に規定する割合）」に改める。

別表中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に、「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に、

政令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額

を

政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設並びに同条第 10 号に掲げる施設及び自動	建築物		A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.01 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額

車駐車場		て得た 額	得た額	て得た 額
------	--	----------	-----	----------

に、「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第11号」に、「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第12号」に、「第 7 条第10号及び第11号」を「第 7 条第13号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けた占有及び同法第35条の規定により同意を得た占有に係る占有料の額については、改正後の鹿児島県道路占有料徴収条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....
鹿児島県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第31号

鹿児島県水防協議会条例の一部を改正する条例

鹿児島県水防協議会条例（昭和24年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 1 項ただし書中「但し、補欠委員」を「ただし、補欠の委員」に改め、同条第 2 項中「拘らず」を「かかわらず」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員15人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第32号

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例

鹿児島県営住宅条例（平成 4 年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「をした者」の次に「（以下「入居申込者」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（期限付入居決定）

第8条の2 知事は、あらかじめ指定した子育てに適する県営住宅（以下「子育て住宅」という。）については、第6条第1項に規定する条件のほか、規則で定める条件を具備する者で前条第1項の申込みをしたもののうちから入居者を決定するものとする。この場合において、知事は、当該決定に入居期限（第11条第4項の入居可能日から10年を超えない範囲内において規則で定める日をいう。以下同じ。）を付さなければならない。

2 前項の規定による決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限（第6項の規定による入居期限の延長があった場合は、その延長後の入居期限。以下同じ。）の日（当該日前に期限付入居決定を受けた入居者が子育て住宅を明け渡したときは、当該明渡しの日）限り、その効力を失う。

3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、規則で定めるところにより、前項に定める事項について説明をしなければならない。

4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

5 期限付入居決定を受けた入居者は、入居期限までに子育て住宅を明け渡さなければならない。

6 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に入居期限までに子育て住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情であって規則で定めるものがある場合において、当該入居者からの申出があったときは、規則で定めるところにより、入居期限を延長することができる。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により入居期限を延長する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入居申込者」とあるのは、「第6項の規定により申出をした者」と読み替えるものとする。

第15条第1項本文中「住宅の家賃」の次に「（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）」を加える。

第18条第1項中「あった日」の次に「、期限付入居決定があったとき（第32条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときを除く。）は入居期限（第33条の3第1項に規定する通知があったときは、同項に規定する効力失効日の前日）又は子育て住宅を明け渡した日のいずれか早い日」を加える。

第33条第2項中「ことができる」を削り、同条第3項中「前項の」の次に「規定により徴収する」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（期限付入居決定を受けた入居者への通知等）

第33条の2 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、入居期限の1年前から6月前までの間（以下「通知期間」という。）に、入居期限の日限り、当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知をしなければならない。

2 知事は、前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て住宅を明け渡さないときは、入居期限の翌日から当該子育て住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近

傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を徴収する。

- 3 第18条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により徴収する金銭について準用する。
(通知期間の特例)

第33条の 3 知事は、期限付入居決定を受けた入居者が入居期限後に他の公営住宅への入居を希望する場合であって、入居期限までに当該他の公営住宅を確保できないことが明らかであるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、通知期間の経過後入居期限までの間、当該通知の日から 6 月を経過した日（以下「効力失効日」という。）に当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知をすることができる。この場合においては、第 8 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、期限付入居決定は、当該効力失効日に、その効力を失う。

- 2 知事は、前項の通知を受けた入居者が当該通知の日から 6 月を経過しても子育て住宅を明け渡さないときは、効力失効日から当該子育て住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を徴収する。

- 3 第18条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により徴収する金銭について準用する。

第34条第 1 項及び第 2 項中「前条」を「第33条」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 知事が期限付入居決定を受けた入居者を子育て住宅の明渡し後引き続き他の県営住宅に入居させた場合における第29条から第33条までの規定の適用については、当該入居者が当該子育て住宅に入居していた期間は、当該入居者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 知事は、施行日前においても、改正後の鹿児島県営住宅条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する子育て住宅の入居の決定に必要な準備行為をすることができる。

.....

鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第33号

鹿児島県証紙条例の一部を改正する条例

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第34号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（授業料）

第2条 県立高校に在籍する生徒（以下第10条及び第13条を除き「生徒」という。）（次条第1項に規定する生徒を除く。）については、在学中出席の有無にかかわらず、次の表に定める区分に応じ同表に定める額の授業料を徴収する。

区 分		授 業 料 の 額
1 全日制の課程	(1) 単位制によらないもの	生徒1人につき年額 118,800円
	(2) 単位制によるもの	1単位につき 4,455円
2 定時制の課程	(1) 単位制によらないもの	生徒1人につき年額 32,400円
	(2) 単位制によるもの	1単位につき 1,620円
3 専攻科		生徒1人につき年額 118,800円

第12条を第15条とし、第9条から第11条までを3条ずつ繰り下げる。

第8条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「県立高校に在籍する」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 県立高校の校長において特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、入学検定料を免除することができる。

第7条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第10条とする。

3 県立中学校の校長において特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、入学者選抜手数料を免除することができる。

第6条中「授業料」の次に「又は受講料（いずれも科目履修生に係るものを除く。）」を加え、同条を第9条とする。

第5条第2項中「月以前」を「月前」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 単位制による全日制の課程の授業料（第5条及び第6条の授業料を含む。）、単位制による定時制の課程の授業料（同条の授業料を含む。）、通信制の課程の受講料並びに科目履修生の授業料及び受講料は、受講申込みの際に納付しなければならない。

第5条に次の3項を加え、同条を第8条とする。

5 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の認定の申請又は同法第17条の規定による届出（以下「申請等」という。）をした生徒（次項の生徒を除

く。)の当該申請等の日の属する月分から当該申請等の結果についての通知(以下「結果通知」という。)があつた日の属する月分までの授業料の納付期限は、第1項の規定にかかわらず、同月の翌月15日とする。

6 申請等をした単位制又は通信制の課程の教育を受ける生徒で第4項の受講申込みの対象となる受講期間(以下「対象期間」という。)に係る結果通知を受けていないものの当該受講申込みに係る授業料(第5条の授業料を除く。次項において同じ。)又は受講料の納付期限は、第4項の規定にかかわらず、対象期間に係る最終の結果通知があつた日の属する月の翌月末日とする。

7 第3項の規定は、前2項に規定する授業料又は受講料の納付期限について準用する。

第4条第1項中「専攻科在籍者」を「生徒」に改め、「授業料」の次に「(単位制によらない全日制の課程、単位制によらない定時制の課程及び専攻科の授業料に限る。以下この条及び次条(第4項及び第6項を除く。)において同じ。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の県立高校から転入学した生徒については、その月分の授業料は重複して徴収しない。

第4条第2項及び第3項中「専攻科在籍者」を「生徒」に改め、同条を第7条とする。

第3条の見出しを「(科目履修生の授業料及び受講料)」に改め、同条第1項を次のように改める。

単位制の課程を置く県立高校において、当該単位制の課程における特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)のうち、全日制の課程又は定時制の課程の教育を受けるものについては履修単位数1単位につき4,455円の授業料を徴収し、通信制の課程の教育を受けるものについては履修単位数1単位につき310円の受講料を徴収する。

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(学校間連携における授業料)

第5条 単位制によらない全日制の課程の生徒が、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第97条第1項の規定により単位制の課程を置く県立高校(通信制の課程を除く。)において一部の科目の単位を修得しようとする場合において、当該生徒が在籍する県立高校の週当たりの授業時数の授業を受けることにより修得することができる単位の数を超える数の単位を修得しようとするときは、当該生徒については、当該超える数の単位について単位制による全日制の課程の授業料を徴収する。

2 単位制による全日制の課程の生徒が、規則第97条第1項の規定により単位制によらない全日制の課程を置く県立高校において一部の科目の単位を修得しようとするときは、当該生徒については、単位制による全日制の課程の授業料を徴収する。

(併修における授業料)

第6条 次の表の左欄に掲げる課程の生徒が、規則第97条第3項において準用する同条第1項の規定により同表の中欄に掲げる課程において一部の科目の単位を修得しようとするときは、当該生徒については、同表の右欄に掲げる額の授業料を徴収する。

単位制による全日制の課程	単位制による定時制の課程	単位制による全日制の課程の授業料の額
単位制による定時制の課程	単位制による全日制の課程	単位制による定時制の課程の授業料の額
通信制の課程	単位制による全日制の課程	単位制による定時制の課程の授業料の額
	単位制による定時制の課程	単位制による定時制の課程の授業料の額

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(受講料)

第 3 条 通信制の課程の教育を受ける生徒については、科目の履修単位数に応じ、科目ごとに 1 単位につき 310 円の受講料を徴収する。

2 通信制の課程の教育を受ける生徒の受講料の有効期間は、納付した月から 2 年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(授業料及び受講料の徴収に関する経過措置)

2 改正後の鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（以下「新条例」という。）第 2 条から第 9 条までの規定は、この条例の施行の日以後に鹿児島県立高等学校（以下「県立高校」という。）に入学する者及び同日以後に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 2 条第 1 項に規定する高等学校等（県立高校を除く。以下同じ。）に入学する者で県立高校に転学するものの授業料及び受講料について適用し、同日前から引き続き県立高校に在籍している生徒及び同日前から引き続き同項に規定する高等学校等に在籍している生徒で同日以後に県立高校に転学するものの授業料及び受講料については、なお従前の例による。

(授業料の納付期限に関する経過措置)

3 平成26年度における第 1 学年の 4 月分の授業料の納付期限は、新条例第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成26年 5 月 15 日とする。この場合において、同条第 5 項の規定の適用については、同項中「第 1 項」とあるのは、「第 1 項及び鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成26年鹿児島県条例第34号）附則第 3 項」とする。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「県立の」の次に「中学校，」を加え，「実習助手並びに」を「実習助手，」に改め，同項第5号中「教員並びに」を「教員，」に改める。

附 則

この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第36号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「県立高等学校」を「県立の中学校及び高等学校」に，「3,405人」を「3,364人」に改め，同条第3号中「1,473人」を「1,465人」に改め，同条第4号中「12,048人」を「11,940人」に改める。

附 則

この条例は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県いじめ調査委員会条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第37号

鹿児島県いじめ調査委員会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第2項に規定する学校のうち県が設置する学校において同法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合に，鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じて当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として，教育委員会に鹿児島県いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 調査委員会は，委員5人以内で組織する。

2 委員は，いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから，必要の都度，教育委員会が任命する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、第 1 条の調査が終了するまでとする。

(委員長)

第 4 条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第38号

鹿児島県社会教育委員条例の一部を改正する条例

鹿児島県社会教育委員条例（昭和24年鹿児島県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「数は21人」を「定数は、21人以内」に改める。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項ただし書中「但し」を「ただし、」に改め、同条第 2 項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第39号

鹿児島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県留置施設視察委員会条例（平成19年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第21条第 6 項」を「第21条第 4 項」に改め、「という。）」の次に「の委員の定数及び任期その他委員会」を加える。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第40号

自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例

自動車運転免許試験場使用料徴収条例（昭和30年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（使用料の額）

第 3 条 第 1 条の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用時間が30分以内である場合 950円

(2) 使用時間が30分を超え 1 時間以内である場合 1,900円

(3) 使用時間が 1 時間を超える場合 1,900円に 1 時間を超える 1 時間（1 時間未満の端数は、1 時間とする。）ごとに950円を加算した額

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第41号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中「循環器科，小児科，外科」を「循環器内科，外科，消化器外科」に，「産科」を「小児科，産科」に，「眼科，耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め，同表県立大島病院の項中「精神科」を「循環器内科，消化器内科」に，「消化器科，循環器科，小児科，外科」を「外科，消化器外科」に，「皮膚科」を「精神科，小児科，皮膚科」に，「耳鼻いんこう科，放射線科」を「耳鼻咽喉科，放射線科，病理診断科，救急科」に改め，同表県立始良病院の項中「，神経科」を削り，「340床」を「334床」に改め，同表県立薩南病院の項中「消化器科，循環器科，小児科」を「循環器内科，消化器内科，血液内科，人工透析内科」に，「整形外科」を「消化器外科，整形外科，小児科」に，「205床」を「175床」に改め，同表県立北薩病院の項中「神経内科，呼吸器科，消化器科，循環器科，小児科」を「呼吸器内科，循環器内科，消化器内科，神経内科」に，「耳鼻いんこう科」を「小児科」に，「200床」を「150床」に改める。

第10条第2項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表入院室加算料の項中「5,840円」を「6,000円」に改め，同表長期入院料の項中「1.05」を「1.08」に改め，同表文書料の項中「4,240円」を「4,360円」に改め，同表健康診断及び予防接種料の項から患者付添人給食料の項までの規定中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業基金条例をここに公布する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第42号

鹿児島県立病院事業基金条例

(設置)

第1条 病院事業（鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第1条に規定する病院事業をいう。以下同じ。）の長期にわたる健全な運営に資するため，鹿児島県立病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。
(繰替運用)

第4条 県立病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を病院事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上して、基金に編入するものとする。
(処分)

第6条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 病院事業に係る施設又は設備の整備に要する経費
- (2) 病院事業に係る企業債の償還又は利息の支払に要する経費
- (3) 前2号に掲げる経費のほか、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため管理者が必要と認める事業に要する経費

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。